

長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験（以下「高校卒業認定試験」という。）の合格を目指すひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に20歳未満の児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）及びひとり親家庭の児童（ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童をいう。以下同じ。）が、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に、その負担の軽減を図るための給付金を支給することにより、ひとり親家庭の学び直しを支援し、もってその自立を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 給付金の支給に関する事業（以下「本事業」という。）の実施主体は、長岡京市とする。

(支給対象者)

第3条 この要綱による給付金（以下「給付金」という。）の支給の対象者（以下「支給対象者」という。）は長岡京市内に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあるひとり親家庭の親又はこれらに該当する者に係るひとり親家庭の児童（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
 - (2) 就学経験、就業経験、技能又は資格の取得状況及び労働市場の状況から判断して、高校卒業認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の支給の対象としない。

- (1) 高等学校の卒業生、大学入学資格検定の合格者、高校卒業認定試験の合格者その他の既に大学入学資格を取得している者
- (2) 過去に給付金の支給を受けた者（次条第2号に規定する場合において、同号の合格時給付金の支給を受ける場合を除く。）

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金（支給対象者が給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）の受講を開始した際に支給するものをいう。）

- (2) 受講修了時給付金（支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものをいう。）
- (3) 合格時給付金（受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高校卒業認定試験の全科目に合格した場合に支給するものをいう。）

（対象講座）

第5条 対象講座は、高校卒業認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）であつて、市長が適当と認めて指定したものとす。ただし、高校卒業認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座であつて、高等学校等就学支援金制度の支給対象となるものは、対象としない。

（支給額）

第6条 受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために支払つた費用の30%に相当する額とする。ただし、当該額が7万5千円を超える場合の受講開始時給付金の支給額は7万5千円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

- 2 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払つた費用の40%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が10万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は10万円とし、4千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。
- 3 合格時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払つた費用の20%に相当する額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合は、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は15万円とする。

（対象講座の指定申請）

第7条 給付金の支給を受けようとする者は、受講しようとする講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（別記様式第1号）により市長に申請し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあっては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。
 - (1) 前項の規定による申請（以下この条及び次条において「申請」という。）に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 児童扶養手当証書の写し（申請に係るひとり親家庭の親が児童扶養手当を受給している場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひ

とり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明を含む。以下「所得に関する証明書」という。）

(3) 受講しようとする講座の内容を確認することができる書類

(対象講座の指定)

第8条 市長は、申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査の上、対象講座の指定の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、対象講座を指定することを決定したときは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（別記様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、対象講座を指定しないことを決定したときは書面により、申請をした者に通知するものとする。

(受講開始時給付金の支給申請)

第9条 受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後に、市長に対し、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（別記様式第3号。以下「支給申請書」という。）により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下この条において「支給申請」という。）は、対象講座を開始した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあつては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 支給申請に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 児童扶養手当証書の写し（支給申請に係るひとり親家庭の親が児童扶養手当を受給している場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得に関する証明書

(3) 受講対象講座指定通知書

(4) 支給申請をした者が支払った経費について受講施設の長が発行した領収書

(受講修了時給付金の支給申請)

第10条 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、市長に対し、支給申請書により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下この条において「支給申請」という。）は、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあっては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 支給申請に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し（支給申請に係るひとり親家庭の親が児童扶養手当を受給している場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得に関する証明書
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて支給申請をした者の受講の修了を認定する受講修了証明書
- (5) 支給申請をした者が支払った経費について受講施設の長が発行した領収書

（合格時給付金の支給申請）

第11条 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から高校卒業認定試験の合格証書（以下「合格証書」という。）が送付された後に、市長に対して、支給申請書により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請（以下この条において「支給申請」という。）は、合格証書に記載されている日から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあっては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 支給申請に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し（支給申請に係るひとり親家庭の親が児童扶養手当を受給している場合に限る。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得に関する証明書
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 文部科学省が発行する合格証書の写し

(支給決定等)

第12条 市長は、第9条第1項及び前条第1項の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類を審査の上、速やかに給付金の支給の可否を決定し、その結果（支給することを決定した場合は、支給額を含む。）を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、当該給付金の支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月8日から施行し、改正後の長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行し、改正後の長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成30年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日までに修了した講座に係る第6条第1項の受講修了時給付金及び第2項の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同条第1項中「40%」とあるのは「20%」に、同条第2項中「20%」とあるのは「40%」に読み替えて支給するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 受講対象講座指定申請、受講開始時給付金、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請

に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年5月27日から施行し、改正後の長岡京市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年3月31日までに修了した講座に係る第6条第2項の受講修了時給付金及び同条第3項の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同条第2項の「40%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額」を20%に、同条第3項の20%を40%に読み替えて支給するものとする。
- 3 令和4年3月31日までに修了した講座に係る第6条第2号の受講修了時給付金及び同条第3号の合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、同条第2号の「40%から受講開始時給付金として支給した割合を差し引いた割合」を「40%」に、同条第3号の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

別記様式第1号（第7条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

長岡京市長 様

申請者氏名

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を申請します。

また、この申請の審査のため、住民基本台帳及び市民税課税台帳を閲覧されることに同意します。

氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
児童の氏名 (受給者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -) 電話 () -		
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目	1 5	2 6	3 7 4 8
試験を免除できる科目			
受講期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)		
所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計 円		
過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが (ある ・ ない)。		
申請者と生計を一にする子の氏名等 (注8参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 (する ・ しない)		
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、対象講座について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、次のとおりです。
 - (1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の3割相当額（7万5千円を限度）です。
 - (2) 受講終了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。
 - (3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金及び受講終了時給付金と併せて15万円を限度）です。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 試験を免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高校卒業認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、長岡京市にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。
- 8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。
（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）

様

長岡京市長

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

先にあなたから提出がありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書を審査したところ、次のとおり指定しましたので通知します。

氏名 (申請者)		生年月日	年 月 日
児童氏名 (受講者が児童の場合)		生年月日	年 月 日
住所	電話番号 () -		
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目	1 5	2 6	3 7 4 8
試験を免除できる 科目			
受講期間	年 月 日から		年 月 日まで
所要費用 (予定)	入学料	円、受講料	円 合計 円
備考			

(注意)

1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。

2 支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の3割相当額（7万5千円を限度）です。

(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。

(3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。

3 試験を免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高校卒業認定試験で一部科目に合格している科目等です。

4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、長岡京市にその旨を報告してください。

6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。

別記様式第3号（第9条、第10条、第11条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

年 月 日

長岡京市長 様

申請者氏名

受講開始時給付金
 受講修了時給付金
 合格時給付金 } の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

（※いずれかに○をつけること。）

また、この申請の審査のため、住民基本台帳及び市民税課税台帳を閲覧されることに同意します。

氏名 (申請者)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
児童の氏名 (受講者が児童の場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	(〒 -) 電話 () -		
受講施設の名称			
講座の名称			
受講科目	1 5	2 6	3 7 4 8
試験を免除 できる科目			
受講期間	年 月 日から 年 月 日まで (受講開始日)		
所要費用	入学金 円、受講料 円 合計 円		
希望する 支払金融機関	金融機関名	口座種別 普通 ・ 当座	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
申請者と生計を 一にする子の氏 名等 (注5参照)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 (する ・ しない)		
(備考)			

(注意)

1 支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。

2 支給額は、次のとおりです。

(1) 受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の3割相当額（7万5千円を限度）です。

(2) 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の4割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）（受講開始時給付金と併せて10万円を限度）です。

(3) 合格時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の2割相当額（受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて15万円を限度）です。

3 試験を免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高校卒業認定試験で一部科目に合格している科目等です。

4 所要費用については、標準的に予定される金額であり、受講開始後または受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。

5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、長岡京市にその旨を報告してください。

6 本事業の給付金の支給を受ける際には、あらためて「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類を付けて支給申請を行うことが必要です。